

地域計画の策定段階から実行段階における実情と課題

- I. 「地域計画」法定化等の経過
- II. 「地域計画」とは
- III. 「地域計画」策定の現状
- IV. 「地域計画」の策定から実現に向けて
- V. 策定段階・実行段階における課題
- ※ 農水省における現在の地域計画の認識、会議所における改正基本の意義と展望

令和6年11月16日

全国農業委員会ネットワーク機構

NCA 一般社団法人全国農業会議所
National Chamber of Agriculture

稲垣照哉

I . 「地域計画」 法定化等の経過

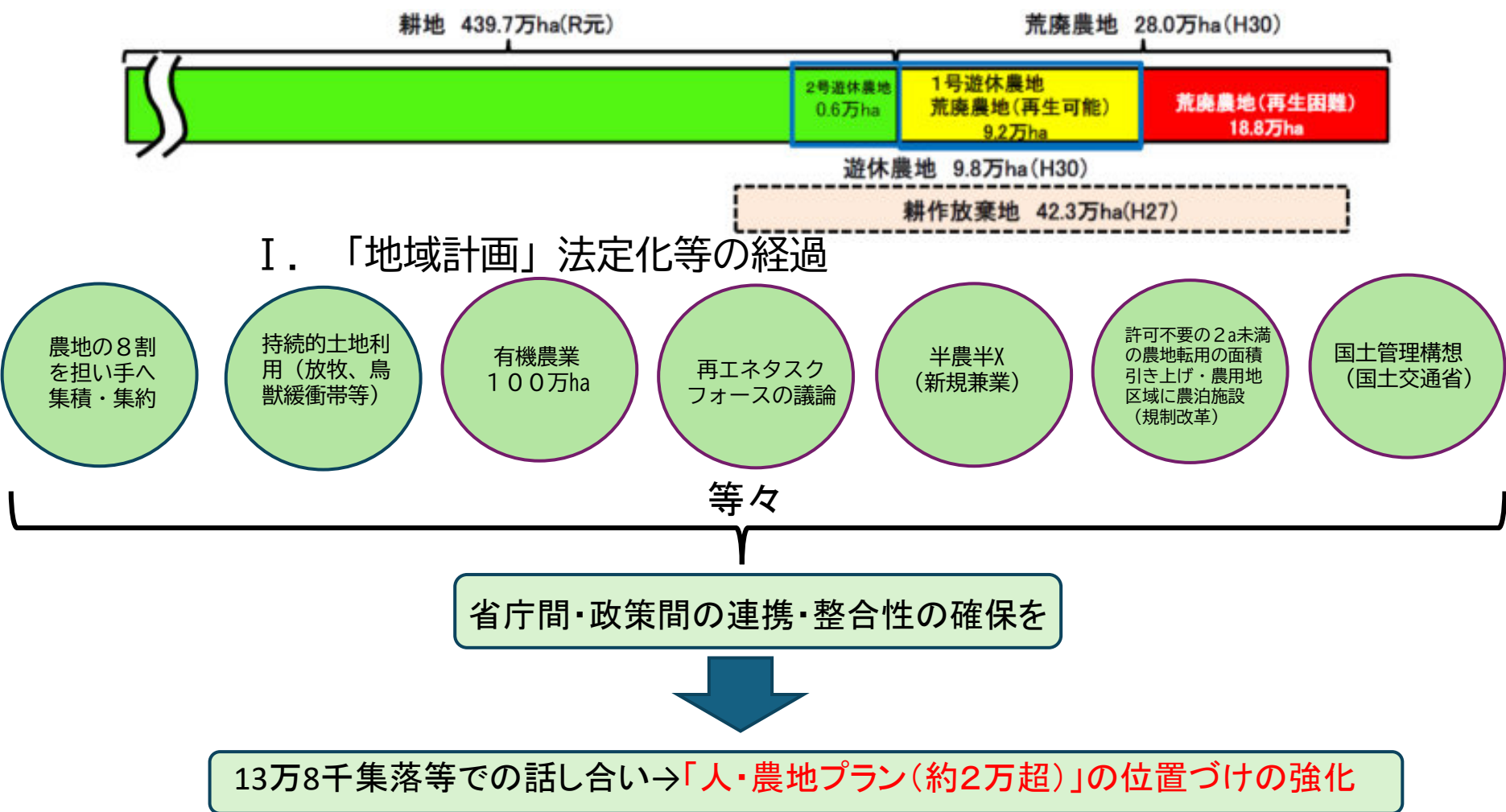
1. 「地域計画」法定化等の経過

年月日	機関等	事項
令和元年		バンク法5年後見直し→「人・農地プランの実質化」
令和2年3月31日	閣議決定	「食料・農業・農村基本計画」
令和3年5月	農林水産省	「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」
令和3年12月	農林水産省	「人・農地など関連施策の見直しについて」
令和3年12月24日	農林水産業・地域の活力創造本部	「改訂農林水産業・地域の活力創造プラン」
令和4年	通常国会	「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」（令和5年4月施行） 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案」（令和4年10月、令和5年4月施行）

令和3年5月26日	全国農業委員会 会長大会	※「人・農地プラン」を地域の基本にすること 実質化された「人・農地プラン」をもとにした農地の利用集積・集約化を継続的に進めるため、「人・農地プラン」について以下の事項に留意し、法律上位置づけること。 ① 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想や農業振興地域整備計画等と整合を取り、地域における農業・農村の基本計画として位置付けること。 ② 集積・集約化の対象農地だけでなく、担い手が利用しない「担い手利用外農地」の利用・管理の計画もプランに明記すること。 ③ 実質化の済んだ地区並びに、農地の貸出意向を把握した所有者等に対し農業委員会が、農地の利用関係を調整し、同時に農地中間管理機構への情報提供を行う等、プランが計画通りに実行される仕組みを構築すること。 ④ 農地所有者の意向把握や地域の話し合いを継続するための予算を引き続き措置すること。
-----------	-----------------	---

※令和3年度当初農地等に対する数多の検討が実施中

農地法第1条：農地は国民のための限られた資源、地域における貴重な資源
農地法第2条：農地について権利を有する者の責務→当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない



Ⅱ. 「地域計画」とは

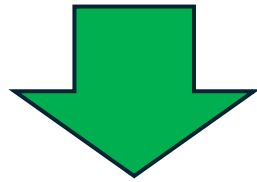
- 標題部緑色表示は令和 5 年度
使用資料

2. 「地域計画」とは

地域の「農業の将来の在り方」の計画（従来の「人・農地プラン」を深めたもの）

+

農業を担う者ごとに利用する農地を示した地図（目標地図）



10年後の地域農業の設計図



（福岡県糸島市作成資料より抜粋）

3. 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

「担い手」だけの一本足打法

「担い手」と「多様な経営体（中小も副業も）」の両足で踏ん張る取組

	人・農地プラン	地域計画
目的	中心経営体に農地を集積していく将来方針	地域農業の将来の在り方の計画
主人公	中心経営体 （担い手（効率的安定的な経営））だけ	農業を担う者 = 担い手 （効率的安定的な経営） + 多様な経営体 （中小規模、副業的経営体等） + 受託を受けて農作業を行う者 → 皆が主人公
ゴール	中心経営体に農地を集積していく将来 方針を文章化	農業を担う者ごとに利用する農地を 地図（目標地図） に示す

※「地域計画」では「中心経営体」という語句は使われていない

4. 「農業を担う者」について

① 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）



② ①以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）



③ 委託を受けて農作業を行う者



農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の3（2）を基に作成

中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

基本要綱（別紙1）農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項（記載の考え方の例示）

5. 「地域計画」、「目標地図」のイメージ

- ①地域計画は**意向**を地図化＝**実質化の内容等を地図化**
- ②権利関係の予約・成約を目指すものではない。

基盤法第19条の3
市町村は地域計画において…
農業を担う者毎に利用する農
用地等を定め、これを地図に
表示する

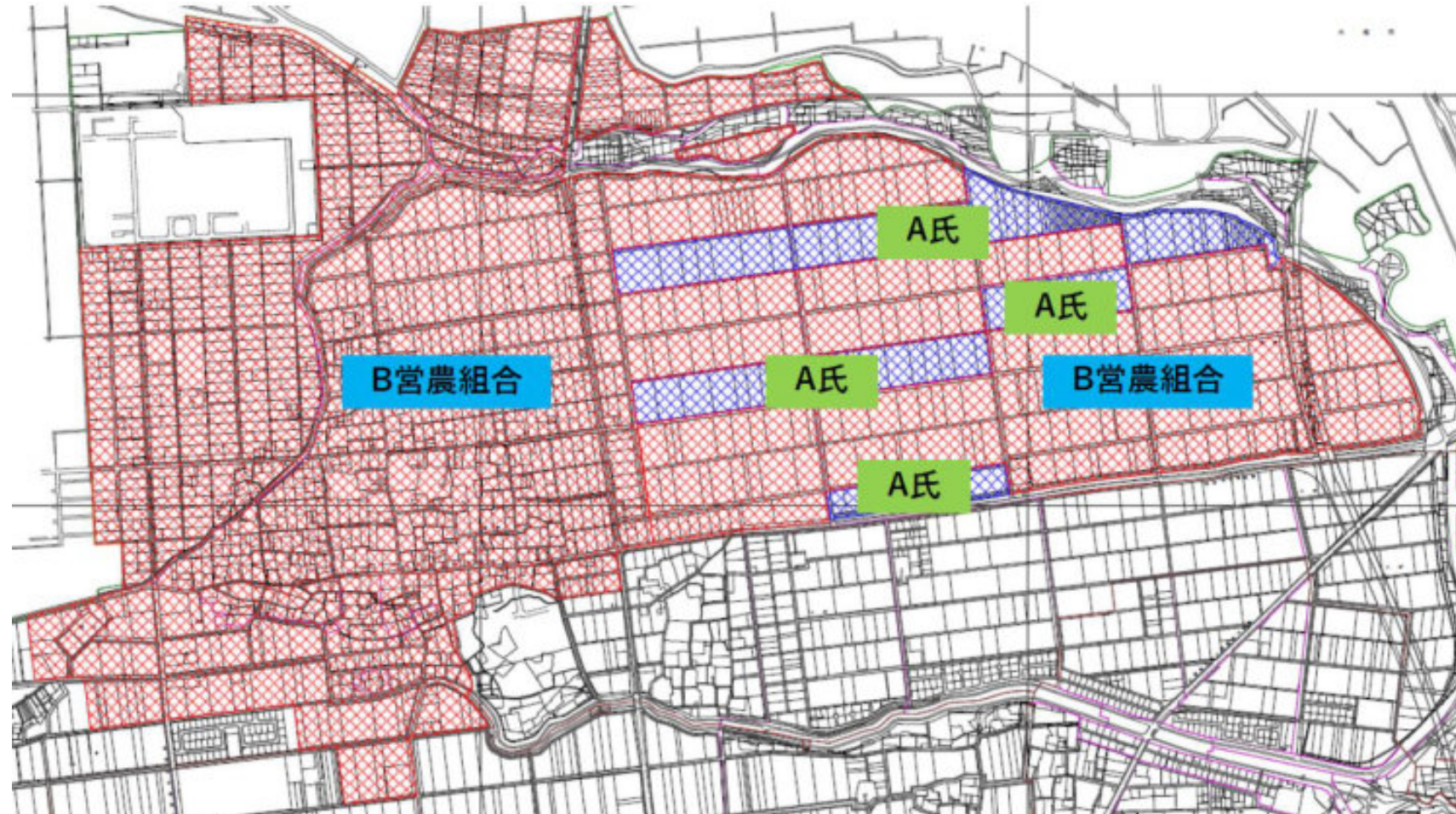


権利関係の調整は地域計
画が出来てから

基盤法第21条
農業委員会は、…地域計画の
達成に資するよう、…所有者
等に対し、…農地中間管理機
構に**利用権設定等**を行うこと
を積極的に**促すものとする**。

※「地域計画」の先行事例 岐阜県養老町室原地区令和3年度人・農地プラン図

「地域計画」、「目標地図」≡実質化を地図化し公表することの※合意をとりつけること



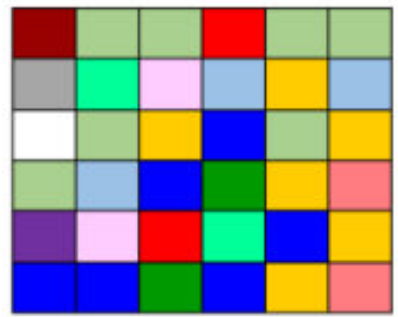
※「農業を担う者」として地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することの同意を得る必要

6. 「地域計画」は継続的な取組を！（「徐々に」作る）

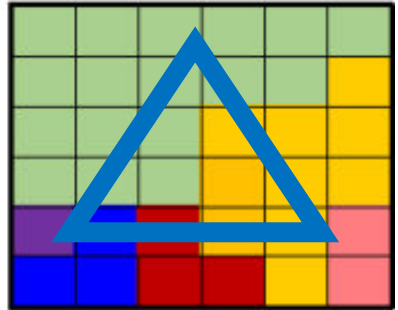
※地域計画は改正法施行（令和5年4月1日）後、2年を経過する日までに（令和7年3月31日）作成に策定

地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくように進めていくことが重要。
（農水省「地域計画策定マニュアルVer3.4より）

現状

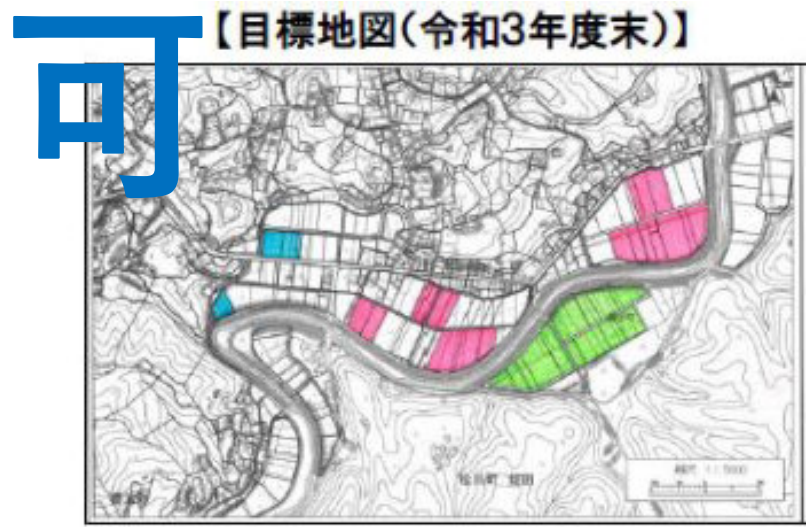


目標地図



令和7年3月31日

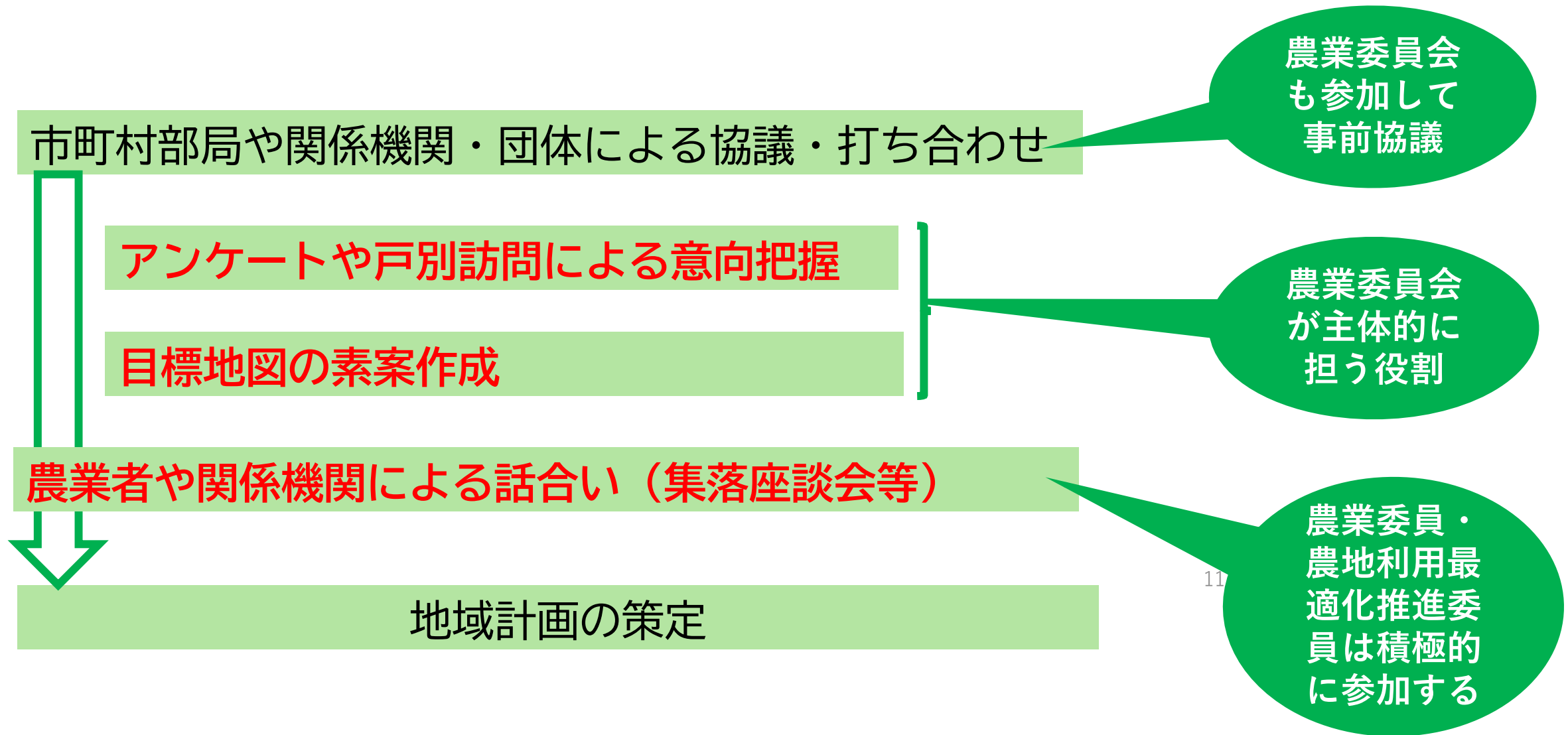
担い手等に農地を集積・集約できた地図が作成できる所は少ないものと想定される



島根県江津市都治地区
(農水省「地域計画策定マニュアルVer3.4・P34)

担い手等に集積・集約できない農地は「今後検討等」ということで地図に色を塗れない（白抜き）所が多くなると想定

7. 地域計画策定の流れ（農業委員会の関与と役割）



8. 目標地図の素案について（超「粗々」から「ほぼほぼ」及び完成形まで）

※素案のイメージ：「粗々」と「ほぼほぼ」から「完成形」まで

①、②＝認定農業者等のいわゆる担い手
③～⑦＝中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体

現状

①	③	④
①	⑤	②
⑥	⑦	②

意向調査

拡大	縮小	離農
拡大	未定	拡大
離農	縮小	拡大

①	③	②
①	⑤	②
①	⑦	②

「粗々」の素案

①	①	②
①	⑤	②
①	②	②

「ほぼほぼ」完成形の素案

①	①	②
①	①	②
①	②	②

「完成形」の素案

「離農」意向の者（④⑥）の農地を最寄りの「拡大」意向の者（①②）の農地に張り付けた「粗々」素案

①	③	
①	⑤	②
	⑦	②

超「粗々」の素案

現況図（白地図）に「離農」意向の者（④⑥）の農地だけを示す

意向調査結果で「離農」、「縮小」を「拡大」意向の者に張り付け、話し合いを重ね、⑤以外の農地を①と②の担い手に集積する合意ができた、「ほぼほぼ」完成形の地図に近い素案

意向調査結果と話し合いを重ね担い手以外の農地を全て①、②の担い手へ集積・集約した「完成形」の素案

①目標地図の素案を農業委員会がどのレベルまでのものを作成するかは実態を踏まえて市町村と事前に協議すること。

②「素案」は意向調査をもとにして「話し合い」を経ても経ずとも策定できる

9. 素案は「粗々」から「ほぼほぼ」まで

農業委員会は、現況地図に農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、市町村に提出しましょう。
【農水省「地域計画策定マニュアルVer5.0 P17】

1. 「粗々」から「ほぼほぼ」

- ①「粗々」→話し合いの素材
- ②「ほぼほぼ」→「目標地図」完成版の一手前

2. 「素案」をめぐる誤解

- ①農地の情報を地図に表示できない→農地台帳登載情報のみでも可
- ②誰がどこを耕すかの調整ができない→原則、素案では調整の必要はない

3. 「素案」の最低限の要素

- ①農地台帳情報（所有農地と権利設定農地）を地図に落とした現況図
- ②意向把握の「離農」等耕作者がいない情報（全域の必要ない）を表示

10. 令和7年3月31日の「目標地図」のイメージ（「現状維持」もあり得る）

令和7年3月31日の「地域計画」「目標地図」はキックオフ。それを起点に地域の将来の農業あり方について話し合いを継続する。結果毎年地図の色をついた面積が増えていくことを目指す。

徹底した話し合い

令和6年度末（令和7年3月31日）の「目標地図」

現状

①	③	④
①	⑤	②
⑥	⑦	②

意向調査

拡大	縮小	離農
拡大	未定	拡大
離農	縮小	拡大

「粗々」の素案

①	③	②
①	⑤	②
①	⑦	②

「ほぼほぼ」完成形の素案

①	①	②
①	②	②
①	②	②

話し合いの結果「現状維持」もあり

① 調整中	②
① 調整中	②
① 調整中	②

「粗々の素案」に近い目標地図（調整中が多い地図）

①	①	②
①	②	②
①	②	②

「ほぼほぼ」完成形の素案に近い地図

①	③	④
①	⑤	②
⑥	⑦	②

素案を基に話し合いを重ねたが当面は現状で頑張る地図

令和7年度以降は令和6年度末に策定した計画・地図を起点に話し合いと調整を継続し「完成形」を目指す。その過程が地図で可視化されていることが重要！

「話し合い」を通じ、地域計画、目標地図に氏名を掲載し公表することについて理解・同意を得られなかった場合、地域計画にその者は掲載せず、その者が耕作する農地は「今後検討等」として空白にすることが考えられます。

1 1. 「目標地図」とは？（法律、マニュアル上の整理）

農業経営基盤強化促進法第19条第3項

同意市町村は、地域計画においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

農水省「地域計画策定マニュアルVer5.0 P17

調整に当たっては、「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと」、「権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。

農水省「地域計画策定マニュアルVer5.0 P19

なお、市町村・農業委員会的人员が限られる中で、上記については、令和7年3月末までに地域計画を策定・公表することを前提に、「できる限り」行うことに努めてください。策定期限内に「できる限り」のことをした上で地域計画の策定・公表をすることとなりますが、その後においても協議を継続し、完成度を高めていきましょう。

Ⅲ. 「地域計画」策定の現状

1 2. 策定期限（令和7年3月末）に向けた取り組みの徹底と進捗状況を踏まえた支援

※令和6年7月末時点（農水省公表資料）

取組項目	令和6年7月末時点（実績）				令和6年度（予定）	
	地区数	市町村数	進捗率 （地区数）	農業会議調べ （～10月）	地区数	市町村数
①協議の場の設置	18,022	1,467	81%	—	22,135	1,632
②出し手・受け手の意向把握	14,648	1,291	66%	—		
③協議の実施・取りまとめ	6,400	708	29%	—		
④目標地図の素案作成	4,359	498	20%	（提出済） 6,258 （作成中） 7,052		
⑤地域計画の策定・公告	635	108	3%	（策定済） 1,217 （作成中） 3,553		



※「農業会議調べ」は10月初旬から中旬の把握状況。現在も「調べ」を実施中

1 3. 農業会議に寄る「素案」提出イメージと「目標地図」出来上がりイメージの把握

都道府県農業会議が管内地域計画の両イメージを10月～12月に把握し、関係者と策定支援

「素案」提出イメージ

- ①受け手がほぼ特定でき、集約化が進んだ素案
- ②受け手がほぼ特定できた素案（④の場合を除く）
- ③現況地図に将来の利用意向を重ねた素案
- ④ほぼ現況地図と同じ素案
- ⑤未定
- ⑥その他

「目標地図」出来上がりイメージ

- ①受け手がほぼ特定でき、集約化が進んだ目標地図
- ②受け手がほぼ特定できた目標地図（⑤の場合を除く）
- ③受け手が半数程度特定できた目標地図
- ④「今後検討等」（白色）の方が多い目標地図
- ⑤ほぼ現況地図と同じ目標地図
- ⑥未定
- ⑦その他

並行して特徴的な提出した「素案」と公表した「目標地図」の収集

（項目調整中）

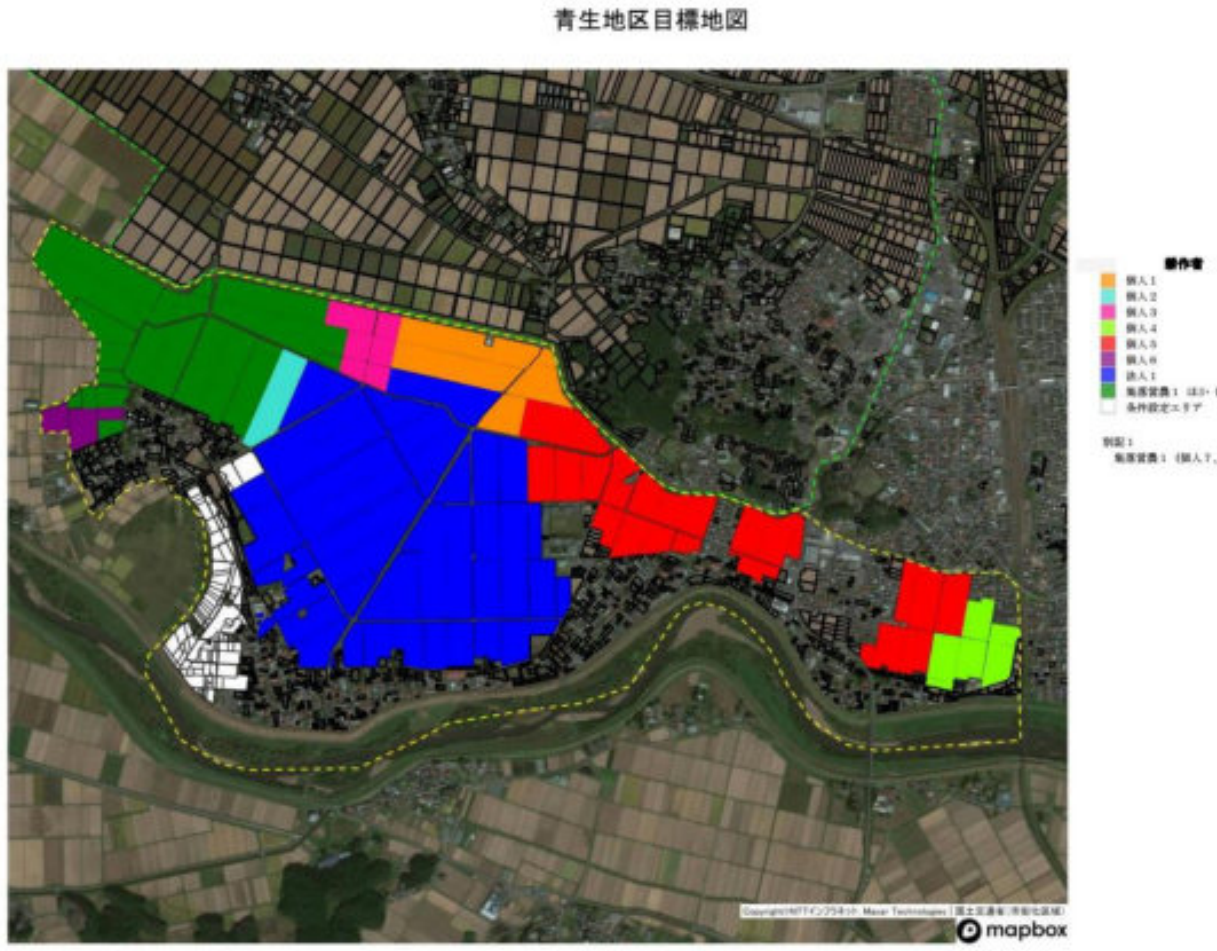
14. 「素案」提出イメージと「目標地図」出来上がりのイメージ①

イメージ①：担い手等へ集積・集約

提出された素案（農業会議が収集した非公表資料）



公表された目標地図（農水省HPに掲載）



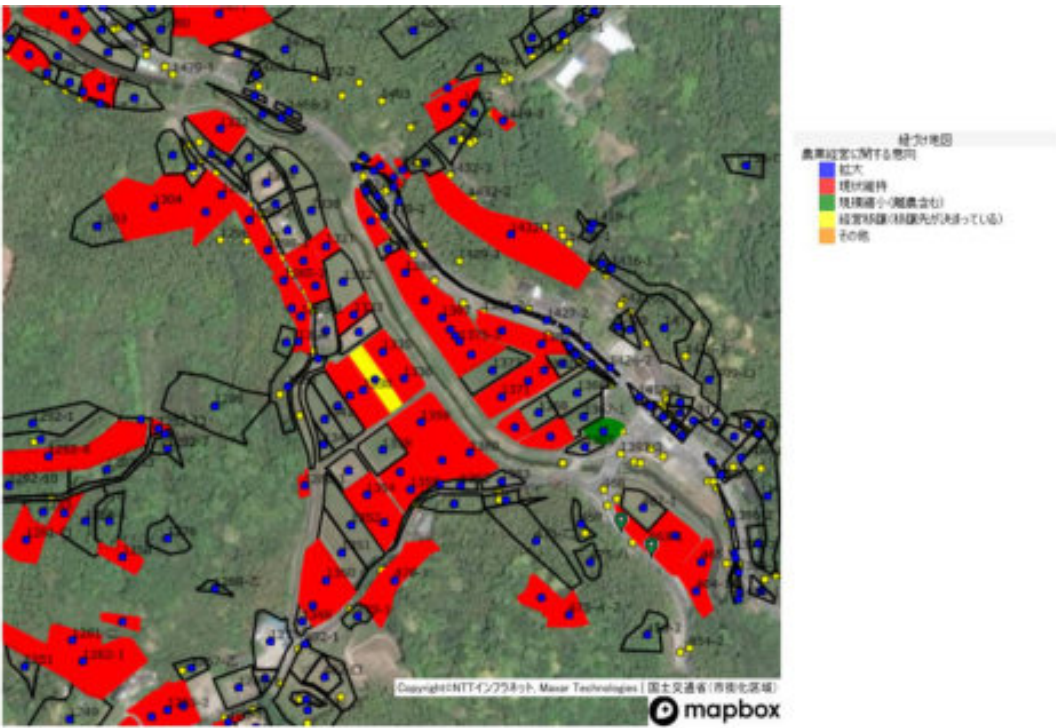
受け手がほぼ特定でき、集約化がすすんだ素案

受け手がほぼ特定でき、集約化がすすんだ目標地図

14. 「素案」提出イメージと「目標地図」出来上がりのイメージ②

イメージ②：現状維持

提出された素案（農業会議が収集した非公表資料）



公表された目標地図（農水省HPに掲載）



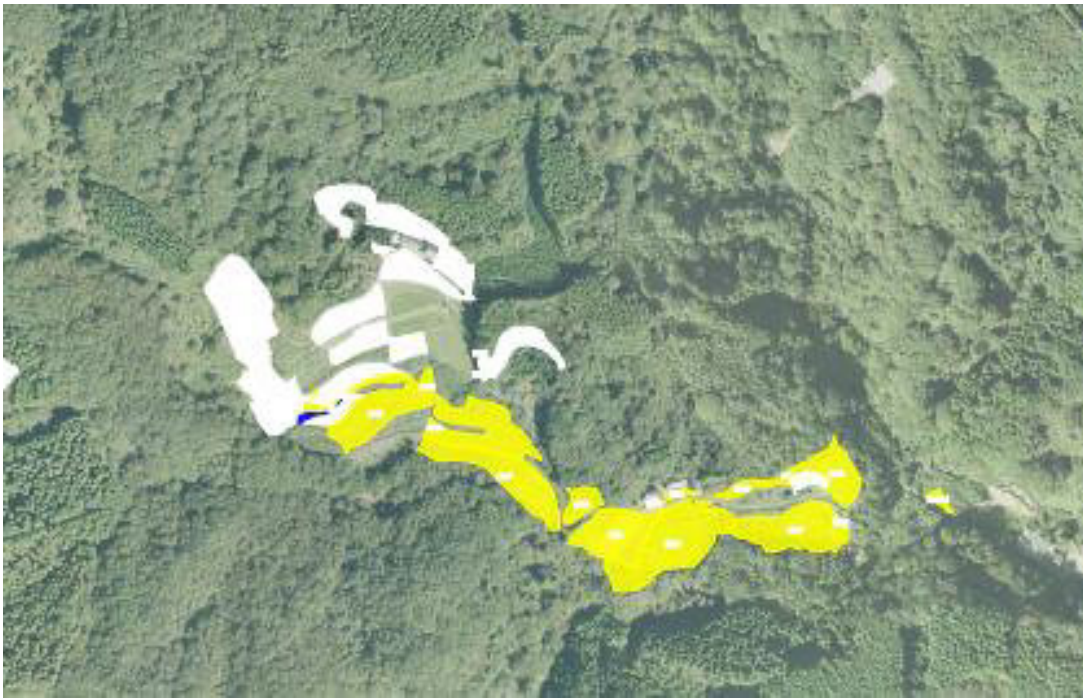
現況図に将来の意向を重ねた素案

受け手がほぼ特定できた目標地図（現況図に近い）

14. 「素案」提出イメージと「目標地図」出来上がりのイメージ③

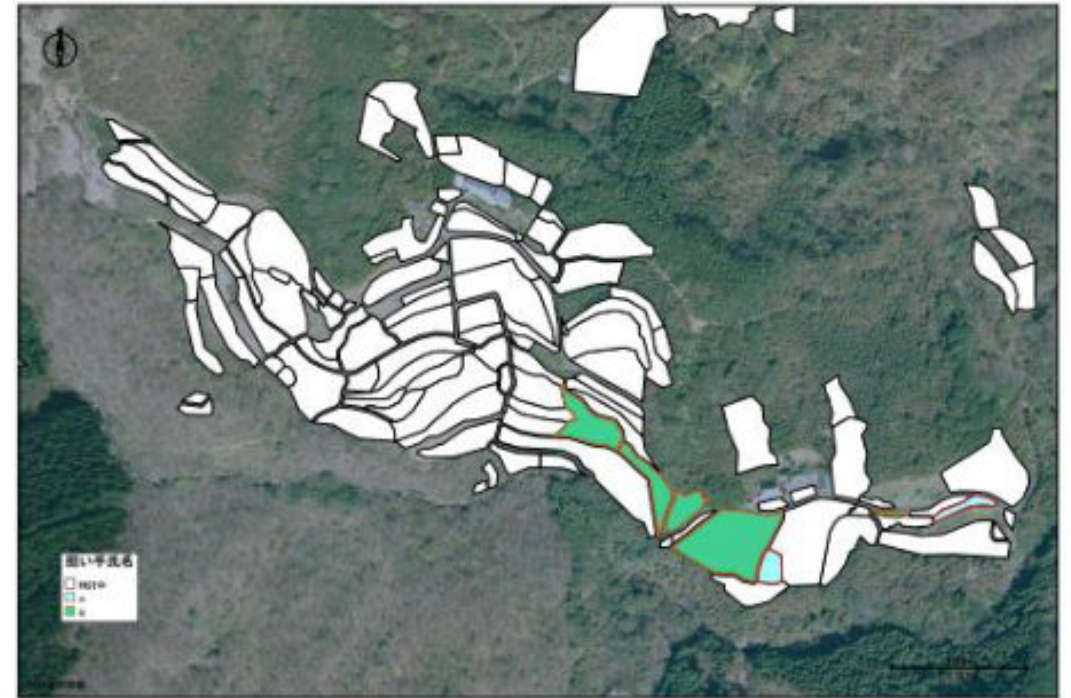
イメージ③：「今後検討等」（白色）が多い

提出された素案（農業会議が収集した非公表資料）



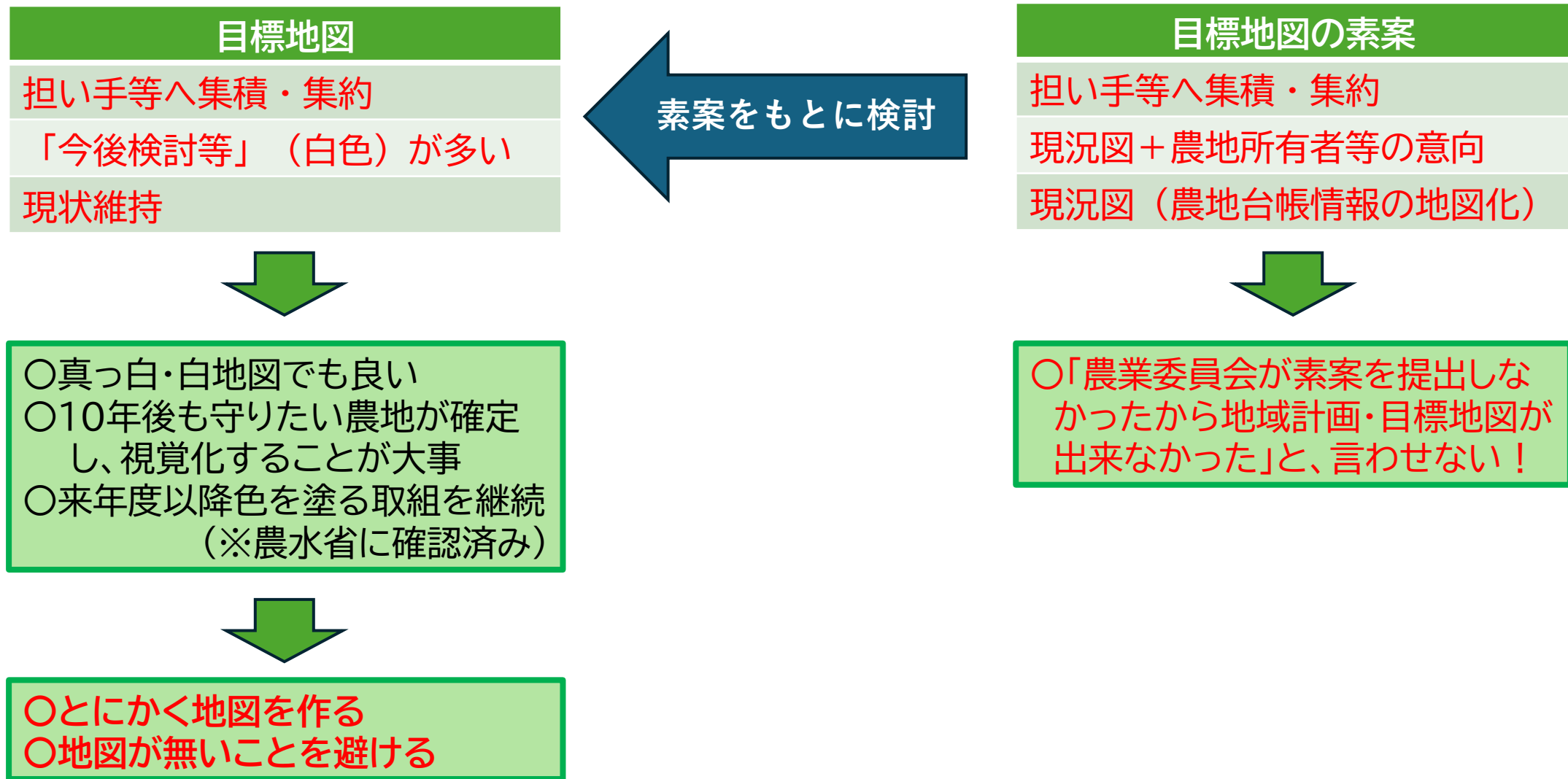
将来の利用意向を示した素案

公表された目標地図（農水省HPに掲載）



「今後検討等」（白色）の方が多い目標地図

15. 「素案」提出イメージと「目標地図」 絶対やってほしいこと



IV. 「地域計画」の策定から実現に向けて

1 6. 地域計画「策定」後は「実現」を目指す！①（市町村と地域）

実現する

①実現に向け見直しの継続

②市町村行政主体→**地域計画の地域が主体→実行組織の明確化・立ち上げ**
＝自治会、農事実行組合等既存組織、新組織立ち上げ（農村RM0等）

1 6. 地域計画「策定」後は「実現」を目指す！②（農業委員会）

農業委員会本来業務	地図に表示された担う者への農地の権利設定に取り組む (基盤法第21条：農業委員会は農地所有者等に対し、農地中間管理機構に 利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする)
話合に継続参加	実行組織の中心的役割を果たす

※ 2つの計画で農地が動く、農村の新しい常識！

地域計画（基盤法第19条）



農用地利用集積等促進計画（バンク法第18条）



農地移動

地域の農地を耕し続けるための新しい農地移動の形

地域計画
(基盤法第19条)

地域の徹底した話し合い
で徐々に作り上げていく

基盤法第21条1

農業委員会は農地所有者等に対し、農地
中間管理機構に利用権の設定等を行うこ
とを積極的に促すものとする

農業委員会が能動的に
関係者に働きかけて農
地の利用関係の調整を
実施（農地を動かす）

農用地利用集
積等促進計画
(バンク法第18条)

農用地利用集積等促進計画
≡ 農用地利用集積計画
(現行利用権設定と同等実施への徹底した追及)

コペルニクスの転回
借受希望者公募廃止
→ 地域計画重視

16. 地域計画「策定」後は「実現」を目指す！③（政策支援＝予算）

地域計画実現が令和7年度概算要求の目玉

地域計画を核とした施策の構築

※地域計画実現総合対策

地域計画により、地域が置かれている状況や抱える課題が見える化されることから、地域計画を核として、現場の状況に応じた事業を総合的に実施することで、地域計画の実現を強力に後押しする



- ・新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金）
 - ・農地利用効率化等支援交付金・機構集積協力金交付事業・新規就農者育成総合対策 等
- 48,212百万円



事業要件がペナルティ的運用ではなく計画実現を促進する観点で設計・運用される必要

- **完成度の高い地域計画の実現**
- **課題が見える化された地域計画の解決支援**
- **色を塗り切った目標地図：計画即実現**
- **調整中が多い目標地図：計画のバージョンアップ**



地域計画は法律に基づき、地域の人話し合いを踏まえ、市町村長が作成
実現に向け、国等が分析をして計画実現に相応しい事業を提示・プッシュするべき

V. 策定段階・実行段階における課題

1 8. 推進のポイントと実情及び課題

1. 令和5年度

- ①とにかく作る：国の強権批判→法律が無くても、農水省に言わなくても10年後は来る
- ②浸透しない2点 農業を担う者（≠担い手）と到達点（令和7年3月31日のイメージ）
 - （i）多様な経営体（基盤法要綱）、多様な農業者（基本法第26条第2項）
→担い手存在地域：集積・集約、担い手不在地域：計画作成に着手できず
 - （ii）法案提出時農水省資料のイメージ強烈→徐々に作る
- ③政策・推進の後出し 転用、営農型、農振除外・編入

2. 令和6年度

- ①出来上がりのイメージ
→とにかく地図を作る＝10年後農業を継続するエリアの確定
- ②令和7年3月31日の現場における意味合い
→市町村総動員令発令中から平時へ
→絵に描いた餅にしない→実現主体の明確化
→「地域計画」策定はスタートなのにゴールの危惧

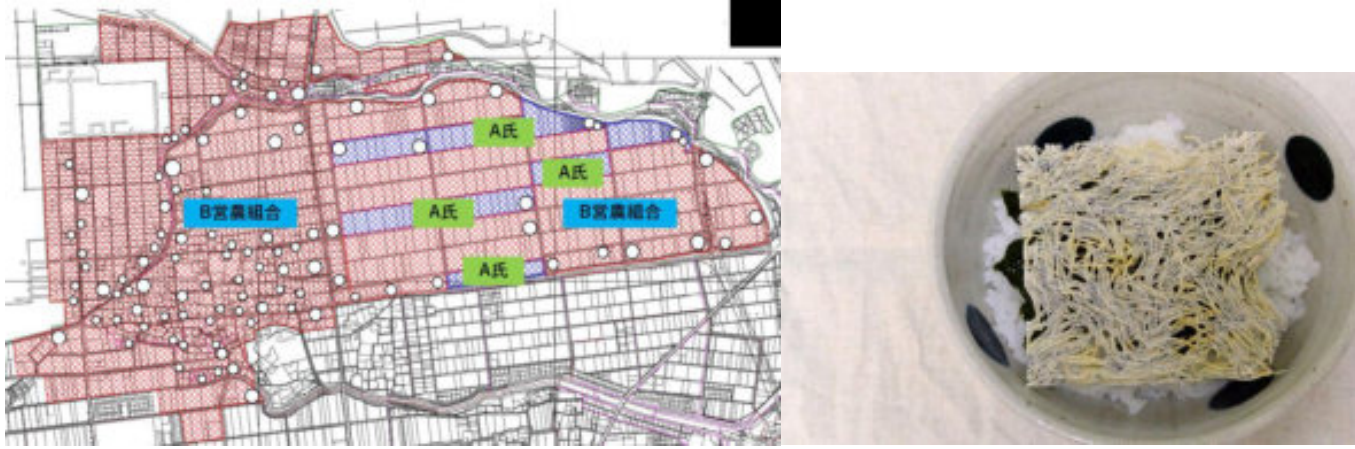
※農業の他の政策・予算とのリンケージ

- 土地改良、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、飼料作物生産、輸出
産地等との関連づけ

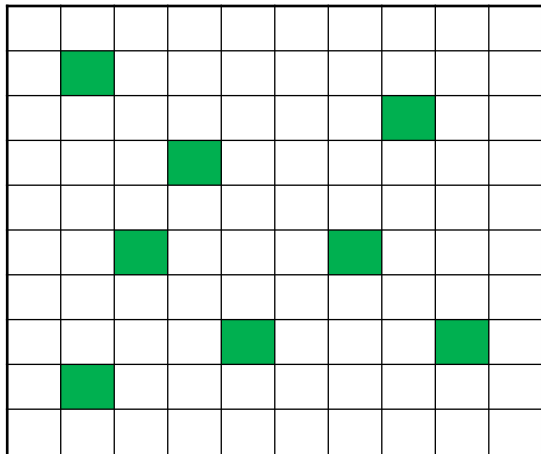
※「地域の将来像」と「目標計画」の整合性→「目標計画」優先

(参考) 計画の範囲を狭める・絞り込む動き

①転用予定・意向有農地を除外した目標地図のイメージ＝「たたみイワシ」のような地図？



②少数の農業を担う者のみの地域計画のイメージ＝「粒粒（?）」地域計画



※白色部分は地域計画に入らない意向

19. 地域計画の策定・実現の課題＝農政推進の現状における課題

※ 地域計画の策定から実現に取り組む中で…→地域計画を超え、農政推進全般のこと

①行政主導から現場主導

→ボトムアップよりトップダウンを指摘する声少なくないが…

②計画実現に向けて政策のフル動員と実現の担保

→市町村の行政企画・推進力の致命的低下

→計画に適合した施策の農水省による提示・提案（プッシュ≠トップダウン）

③政策立案主体（国会・政府）、推進・中間期間・団体（都道府県・農業団体【全国・都道府県】と市町村、農業者の乖離

④オーバー計画→E B P M、P D C A過多

→計画、分析、コンプラ過多・自縄自縛

→共感・共同から始めるC E C Iモデル？

④全国農業会議所、農業委員会組織の変容と限界

・農業委員会組織・全国農業会議所・都道府県農業会議

→農業委員会（行政委員会）を運動論（利用権設定、認定農業者確保等）で牽引

・運動を展開するために法律制度の改正に取り組む

・平成27年農業委員会法改正

→農地利用最適化業務、社団化・農業委員会ネットワーク機構に指定（運動体から行政推進へ）

→法律制度の改正が運動論の幅を狭めている

→現場のための取り組みが現場から距離を作る？

※ 農水省における現在の地域計画の認識、 会議所における改正基本法の意義と展望

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(1) 地域計画を核とする取組（現状③）

- 令和7年度以降は、策定された地域計画により地域の農地利用の実態が明確になることから、その分析を行った上で、適正な農地利用のあり方について見直しを行っていく必要。

○ 策定された地域計画の実例

農地の有効利用が見込まれる地域計画 (M県M町K地区)

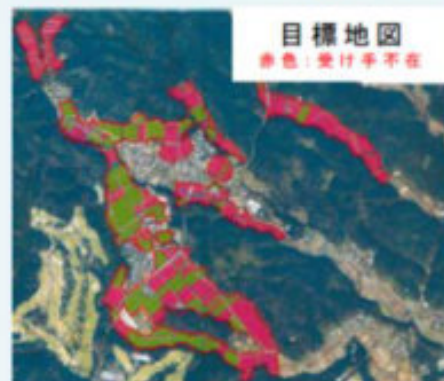
- 担い手への農地集積の向上(69%→90%)を図るとともに、
- 農地の集団的利用に向け、ゾーニング



労働生産性の向上を図るため、農地バンクによる農地の集約化を促進

農地の受け手が不足する地域計画 (M県T市A地区)

- 中山間地域で獣害被害や後継者不在で農地の保全・管理が課題
- 市・JA等で就農相談体制を整え、新規就農者確保に努める



農地の相当部分が受け手不在の解消に向け、農外企業や地域外の農業法人の参入等を促進

「基本計画の策定に向けた検討の視点（我が国の食料供給（農地、人、技術）」より
(令和6年11月6日：食料・農業・農村政策審議会企画部会資料)

3-1 農業構造の転換に向けた取組

(1) 地域計画を核とする取組（課題・検討の視点）

克服すべき課題

- 地域での話し合い重視
話し合いを十分に行うため規模の小さい地区が多く発生
 - ・ 地区内に受け手がいない
 - ・ 地区として将来の具体的なビジョンがない地区が多く出現するおそれ
- 不在村の土地持ち非農家
不在村の土地持ち非農家の農地及び近い将来非農家の相続人に相続される農地が多くある
点在する不在村の土地持ち非農家の農地が集約化の阻害要因となるおそれ
- 樹木・ハウス等の“上物”が集積・集約の阻害要因に
農地バンクは“上物”のない農地を想定
 - ・ 上物のある農地及びその周辺農地は集約化の対象となりにくい
 - ・ 廃樹園地・廃ハウス等が遊休化の原因

検討の視点

- 地域計画を核とする産地づくり
全ての品目で集約化が有効＝品目別の団地化が重要
地域計画を更に進化させ、「誰に集約するか」に加え、「どの品目の産地にしていくか」の視点を加えた「地域計画を核とした産地づくり」、自治体が新規参入を誘致しやすくするためあらかじめ整備された農業団地を育成していく
- 不在村の土地持ち非農家
一度不在村化が進むと、その所有農地の利用が困難になるおそれ
 - ・ 地域計画の枠組みにおいて所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生時点で農地の適正利用を確保する新たな対策を検討する必要
- 果樹・施設園芸対策
 - ・ 集約化による産地づくりの課題となる老木の抜根、施設の撤去等の対策を検討
 - ・ 果樹については、外部からの新規参入を進めるための措置について検討

53頁の資料中に
「地域計画」52個

「基本計画の策定に向けた検討の視点（我が国の食料供給（農地、人、技術）」より
（令和6年11月6日：食料・農業・農村政策審議会企画部会資料）

※1 基本法改正の意義→「担い手」、「それ以外の多様な農業者」及び「農業法人」について

第26条第2項新設

(望ましい農業構造の確立)
第二十六条 国は、**効率的かつ安定的な農業経営**を育成し、これらの農業経営が**農業生産の相当部分を担う農業構造を確立**するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。(変更なし)

経営安定対策？

日本型直接支払？

2 (新設) 国は、農業構造の確立に当たっては、**地域における協議に基づき**、**効率的かつ安定的な農業経営**を営む者及び**それ以外の多様な農業者**により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるよう配慮するものとする。

地域計画

法人条項

「担い手」とは？＝面積、所得の規定は無い！

効率的かつ安定的な農業経営



担い手

認定農業者
認定新規就農者
集落営農
基本構想到達者

第27条第2項新設

(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)
第二十七条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、**家族農業経営**の活性化を図るとともに、**農業経営の法人化を推進**するために必要な施策を講ずるものとする。

2 (新設) 国は、**農業を営む法人の経営基盤の強化を図る**ため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他**必要な施策を講ずるものとする。**

※ 2 基本法改正の農委組織についての意義

新自由主義・市場万能主義から農政を地域に委ね、農業者全てが主人公の舞台が整備されたか…

日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	農地バンク創設 (平成25年)	農業委員会改革 (平成27～30年)	基盤法改正 (平成5年)	食料・農業・農村基本法改正 (令和6年5月)
・今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用	・産業競争力会議 →農地は「集落のもの」という考えを乗り越え競争力のある農業者に活用させる ・規制改革会議 →機構のスキームにおいて、農業委員会の許可を不要とする ・市町村等は、(配分計画の原案作成)を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。(第18条第3項) 【農地の移動3つに：農地法3条、基盤法利用集積計画+バンク法(農委不関与)】	①公選制の廃止 ②農業委員の削減と農地利用最適化推進委員の新設 ③建議機能削除し、意見の公表の義務化 ④農業会議、会議所を農委法から削除 ⑤農地利用最適化法令必須業務に(担い手へ農地集積・集約、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進→今耕作されている農地を、耕作されているうちに耕作されている人へ算段する) →耕作中の農地の意向把握、人・農地プラン等話し合いへの参加、農地を能動的動かす法的根拠なし	①市町村は～農業者、農業委員会等関係者による協議の場を設ける。(基盤法第18条) ②農業委員会は、区域内の農用地の保有及び利用の状況、意向等を勘案して、目標地図の素案を作成(基盤法第20条) ③農業委員会は農地所有者等に対し、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする(基盤法第21条第1項) ④バンクは、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農業委員会の意見をかななければならない。(バンク法第18条第3項) ⑤農業を担う者：担い手以外の多様な経営体(継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等)(基盤法要綱)	国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。(第26条第2項新設)

※ 3 農業委員会業務の重点化とスリム化①

- ①毎年増える農業委員会業務→業務の重点化・スリム化と体制整備
- ②農地利用の最適化業務の見直し
- ※担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の推進→地域計画の実現

※赤字は通知等

※青字は毎年実施

年	法律等	内容
平成21年	農地法改正	毎年度の農地の利用状況調査と利用意向調査等の遊休農地に対する措置
平成22年	農地法の運用について	賃借料情報の収集とインターネット等での公表
	農業委員会の適正な事務実施について	要約しない総会議事録の作製と公表
平成27年	農地法改正	全国統一の農地台帳システムによるデータの随時更新と公表
平成28年	農業委員会法改正	「農地利用の最適化」(第6条第2項)が必須業務化
平成30年	農業経営基盤強化促進改正	所有者不明農地の探索
	支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて	営農型太陽光発電設備の下部の農地での栽培計画、営農計画書の提出が義務化

※ 3 農業委員会業務の重点化とスリム化②

年	法律等	内容
令和元年	農地中間管理事業法	農業委員会は、農地所有者等の意向把握、委員及び推進委員の協議の場への出席、その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行う
令和3年	遊休農地の措置の状況に関する調査要領について	利用状況調査と荒廃農地調査の統合
令和4年	農業委員会による最適化活動の推進等について	毎年度の農地利用最適化推進の目標設定・評価と公表(農業委員会、各農業委員・推進委員)、農業委員・推進委員の活動記録の集計・公表
	情報収集等業務効率化支援事業	令和3年度補正予算事業による農業委員と推進委員へのタブレット導入と活用促進
令和5年	農業経営基盤強化促進法	農業委員会の「農業者等による協議の場」への参画、地域計画を作成・変更時の市町による意見聴取、農業委員会の目標地図の素案づくり、地域計画の達成に向けた利用権の設定等の促進
	農地法関係事務処理要領の制定について	農地の所有権を移転する場合の譲受人の国籍把握
	「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う国庫帰属する農地の事務の取扱いの留意点について	国庫帰属の申請があった農地に関する対応（農地台帳に基づく現況の確認、目標地図への位置付けやあっせんの可能性の有無等の地方農政局への情報提供）
令和6年	資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて	転用目的が資材置場等である場合の農地転用許可後、工事の完了報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況の報告を求め、それぞれ現地確認を実施。